

市民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置について

本人又は世帯員（別世帯の配偶者含む）が、市民税を課税されているときは、食費・居住費の減額は受けられませんが、世帯員（別世帯の配偶者含む）が2名以上の世帯で、介護保険施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、残された世帯員の在宅での生計が困難となる場合、以下の要件をすべて満たす方については、食費もしくは居住費またはその両方の減額を受けることができます。

《食費・居住費の特例減額措置対象者の要件》

- ①世帯員（別世帯の配偶者含む）が2人以上の世帯（単身世帯は不可）（※1）
 - ②介護保険施設又は地域密着型介護保険老人福祉施設に入所（入院）しており、利用者負担第4段階の食費・居住費（通常料金）の負担を行っていること（ショートステイは含まず）
 - ③全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額）の合計額から、施設の利用者負担（1割～3割負担分、食費・居住費の年額合計）を除いた額が82.65万円以下となること
 - ④全ての世帯員及び配偶者について、預貯金等の合計額が450万円以下であること（有価証券、債券等も含む、負債がある場合にはその額を控除する）
 - ⑤全ての世帯員及び配偶者について、日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していないこと
 - ⑥全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していないこと
- （※1）利用者負担第4段階とは、課税世帯のため食費・居住費の減額対象外の方のことをいいます。

※施設の利用者負担の1割～3割負担は、高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除します。

※食費・居住費は基準費用額ではなく、利用者負担第4段階であるとした場合に契約することとなる額によって見込額を算定します。

《特例減額措置対象者の内容》

上記の③の要件に該当しなくなるまで食費もしくは居住費またはその両方について、利用者負担第3 - ②段階の負担限度額認定を適用します。

※ショートステイについては適用されません。

《申請必要書類》

- ①介護保険負担限度額認定申請書
- ②市民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書
- ③入所（入院）している施設の年間の利用者負担額（1割～3割負担、食費・居住費）の見込額のわかる書類及び利用施設との契約書の写し
- ④世帯員の預金通帳の写し及び有価証券、債券等の額の分かるもの

【お問い合わせ先】加古川市 介護保険課

電話 079-427-9125（直通）